

◆公式ホームページにも資料を掲載しています。

お寄せください



次期鳥取市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（案）

介護保険制度の安定的運営を図るとともに、高齢者のみなさんが地域の中で安心していきいきと暮らすことができるよう、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定中です。このたび計画の素案をまとめましたので、ご意見を募集します。

計画期間

計画期間は平成21～23年度の3カ年間で。

計画の目標

超高齢社会の進展による介護給付費の増大に対応し、介護保険制度の長期的な維持・安定と高齢者福祉の取り組みの定着を図ることを目標としています。

重点施策

- ①地域包括支援センターの機能の充実を図り、介護予防の施策を推進します。
- ②小規模多機能型居宅介護施設や認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の整備促進を図るとともに、療養病床の再編に円滑に対応します。
- ③認知症に関する正しい知識の普及啓発を図り、高齢者虐待防止に努めます。
- ④社会参加と生きがい対策の推進のため、地域における交流の場や交流機会の充実に努めます。

第1号被保険者の保険料 ※介護報酬の改定により変更あり。

保険料段階	所得などの状況	料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている人、または老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が市民税非課税の人	基準額×0.5	26,000円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.5	26,000円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、上記の段階に該当しない人	基準額×0.75	39,000円
第4段階	本人は市民税非課税だが、世帯員に課税者がいる人	基準額	52,100円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	65,100円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.5	78,100円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75	91,100円

ご意見のあて先、資料の配置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 市役所本庁舎総合案内所／市役所駅南庁舎総合窓口・高齢社会課／各総合支所市民福祉課

提出期限 1月30日（金）必着

提出・問い合わせ先 市役所駅南庁舎高齢社会課

TEL (0857) 20-3451 FAX (0857) 20-3404

MAIL korei@city.tottori.lg.jp

鳥取市障害者計画・第2期障害福祉計画（案）

障害のあるなしに関わらず、すべての市民一人ひとりが自立し、社会参加できる共生社会を実現するため、各種障害者施策を総合的に推進する「鳥取市障害者福祉計画」と、障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業を実施するための体制整備を図る「第2期鳥取市障害福祉計画」を策定中です。このたび計画の素案をまとめましたので、ご意見を募集します。

計画期間・位置づけ

平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、障害のある人を支えるサービスの体系などが大きく変化しました。このため、第2期障害福祉計画の策定を機に、障害者計画を見直し、両計画を一体的に策定することとしています。障害者計画の計画期間は平成17～26年、第2期障害福祉計画の計画期間は平成21～23年度です。

基本理念

「ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくり」

障害のあるなしや年齢の違いなどを超え、すべての人の生活を前提として、まちづくり、ものづくり、環境づくりを推進します。

基本的な視点

視点1 障害のある人の地域における自立の支援

障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の社会資源を最大

限に活用した基盤整備を進めます。

視点2 広義の障害概念への対応

身体障害・知的障害・精神障害のある人に加え、発達障害や難病のある人などもあわせた総合的な支援に取り組みます。

視点3 一貫した支援体制の確立

関係機関と連携し、就学から就労までの一貫した支援体制を確立します。

視点4 協働による地域ネットワークの形成

地域社会のすべての人が障害に関する理解を深めていけるよう、地域の中で互いに支え合うネットワークを形成します。

ご意見のあて先、資料の配置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 市役所本庁舎総合案内所／市役所駅南庁舎総合窓口・生活福祉課／各総合支所市民福祉課

提出期限 1月15日（木）～30日（金）（必着）

提出・問い合わせ先 市役所駅南庁舎生活福祉課

TEL (0857) 20-3475 FAX (0857) 20-3406

MAIL fukushi@city.tottori.lg.jp

みなさんのご意見を

鳥取駅北口広場再生計画（案）



・混雑解消のため、自家用車専用の乗降スペースを設置します。

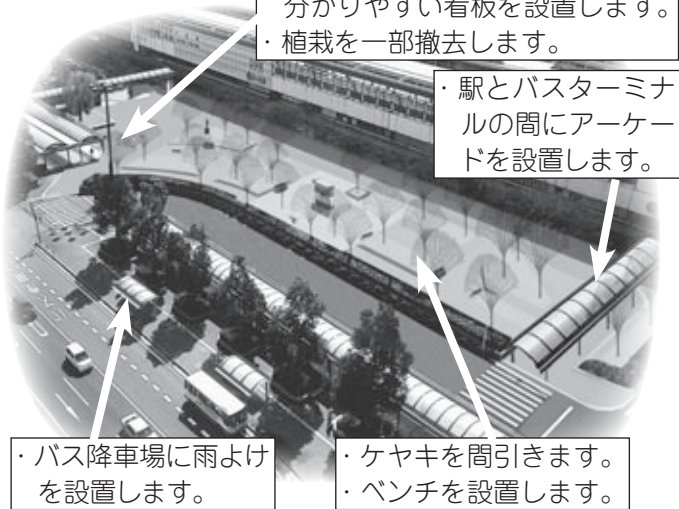
※画像は主な改善内容をイメージしています。

鳥取駅北口広場は、鉄道高架事業の一環として昭和55年に整備され、鳥取市の玄関口として親しまれてきました。再整備を望む市民のみなさんの声に応え、社会実験を取り入れながら委員会で検討を重ね、再生計画を策定しています。

このたび計画案をまとめましたので、ご意見を募集します。

※詳しくは、鳥取県景観まちづくり課のホームページで紹介しています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82045>



・観光案内、周辺施設案内などの分かりやすい看板を設置します。
・植栽を一部撤去します。

・駅とバスターミナルの間にアーケードを設置します。

・バス降車場に雨よけを設置します。

・ケヤキを間引きます。
・ベンチを設置します。

ご意見のあて先、資料の配置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 市役所本庁舎総合案内所・都市計画課／市役所駅南庁舎総合窓口／各総合支所産業建設課／県庁本庁舎県民室・景観まちづくり課／東部総合事務所県民局／JR 鳥取駅／鳥取駅前バスターミナル

提出期限 1月16日（金）必着

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎都市計画課

TEL (0857) 20-3272 FAX (0857) 20-3048

MAIL tosikei@city.tottori.lg.jp

優良建設工事表彰

このたび、平成19年度に完成した次の工事が「鳥取市優良建設工事」に認定されました。

【2000万円以上の部】

工種名	工事名	施工場所	施工業者
建築一般	鳥取市立城北小学校校舎増改築（建築第二工区）工事	田園町	都市建設・ジューケン特定建設工事共同企業体
建築一般	鳥取市立末恒地区公民館新築（建築）工事	伏野	大和建设（株）
建築一般	市営住宅青谷あさひ団地建替（建築）工事	青谷町青谷	中央・八幡特定建設工事共同企業体
建築一般	鳥取市立桜ヶ丘中学校校舎増築（建築）工事	桜谷	ジューケン・岡本特定建設工事共同企業体
管	鳥取市立城北小学校校舎増改築（機械）工事	田園町	西日本環境・第一設備特定建設工事共同企業体
管	賀露団地11棟建替（機械）工事	賀露町	吉野設備工業（株）
管	市営住宅青谷あさひ団地建替（機械）工事	青谷町青谷	日新工業（有）
電気	市営住宅青谷あさひ団地建替（電気）工事	青谷町青谷	昭弘電業（有）
港湾	船磯漁港沖防波堤改良工事	気高町八束水	やまこう建設（株）
土木一般	簡易水道再編推進事業絹見地区統合整備工事（第6工区）	青谷町絹見	（有）芦川建設
土木一般	放流管（12工区）管路工事（公共・集落排水）	下味野	（株）原田建設
土木一般	林道三滝線開設工事（1工区）	河原町北村	中央建設（株）

【2000万円未満の部】

工種名	工事名	施工場所	施工業者
土木一般	大井手地区水路整備工事	河原町袋河原	エーエヌ開発（有）

問い合わせ先 市役所本庁舎都市政策課 TEL (0857) 20-3259